

施策 2 誰もが安心して生活できる環境を整える

● 4年間の目標 ●

様々な悩みや課題を抱える世帯に対応するため、関係機関が連携して誰もが安心して生活できる環境を整えます。

● 現状と課題 ●

- 高齢福祉、障害福祉、児童福祉などの分野ごとでは対応が難しい複合的な課題を抱えている世帯があります。様々な悩みや課題を抱える世帯が社会的に孤立しないよう、各相談機関が縦割りを超えて連携して支援することが必要です。
- 刑務所出所者等の中には、「住むところがない、仕事がない」「薬物依存がある」「孤独、相談相手がいない」といった「生きづらさ」がハードルとなり、再犯や再非行を繰り返してしまう人が少なくありません。支援が必要とされる刑務所出所者等に対して、地域社会や関係機関が連携し、就労や住居の確保、適切な保健医療・福祉サービスの提供など支援を行い、再犯防止を推進していくことが必要です。
- 少子高齢化の進行や世帯構成の変化、ライフスタイルの多様化により、福祉・介護ニーズは多様化・高度化しています。福祉・介護人材は、質・量の両面において一層の充実が求められています。質の高い福祉サービスを安定的に提供できるよう、人材の確保・育成・定着に向け事業者や職員への支援が必要です。
- 障害福祉、介護、保育などの福祉サービス事業者に対する指導検査は、事業者が質の高いサービスを提供し、区民が福祉サービスを安心して利用できるよう、効率的・効果的な指導を着実に実施していくことが必要です。
- 近年、全国各地で自然災害が多発し、高齢者や障害者など支援が必要な方に被害が集中する傾向があります。区では、災害時の避難に備えて、避難行動要支援者名簿を継続的に更新するとともに、個別避難計画の作成を開始しています。一方で、同名簿および同計画の認知度は低い水準となっています。認知度を高めるとともに、災害時に円滑に避難できるよう、実効性の高い安否確認や避難支援の体制を構築することが必要です。

取組項目 1 一人ひとりの特性に応じた支援を推進する

子育て、介護、障害、生活困窮、ひきこもり、ダブルケア、8050問題、虐待、ヤングケアラー、薬物依存など、様々な悩みや課題を抱えている世帯がいます。そのような世帯の中には、適切な相談機関につながらず、本人が気づくこともなく、孤独・孤立となり、状態が深刻化してしまうケースがあります。

悩みや課題を抱えている世帯への支援するためには、分野毎の縦割りではなく、各分野の相談機関が連携して対応することが不可欠です。福祉・保健関係機関の連携強化を図ることで、一人ひとりの特性に応じた支援体制づくりを進めます。

支援が必要とされる刑務所出所者等に対して、就労や住居の確保、適切な保健医療・福祉サービスの提供を行い、再犯防止推進に取り組みます。

(1) 福祉・保健関係機関の連携強化 事業番号 11

区は、福祉・保健の各相談窓口において、相談を受け付けていますが、相談者が抱える悩みや不安には複合的なものもあり、担当以外の相談ごとが含まれることがあります。そういった場合においても、一度すべての内容を受け止め、必要に応じ、適切な相談支援機関につなぎます。

相談内容が複雑化しており、支援機関同士での調整が困難なケースでは、生活福祉課の連携推進担当がコーディネーターとなり、多機関協働による支援を進めるため、調整を行っています。コーディネーターは、必要に応じて、関係する支援機関を招集し、ケース検討会議を開催しています。ケース検討会議では、支援の方向性や役割分担等の検討を行い、支援プランを作成します。支援機関は、決定した支援プランに基づき、連携しながら支援を進めていきます。

(2) アウトリーチ支援の充実 事業番号 12

アウトリーチとは「外に手を伸ばす」という意味で、情報や支援を支援者側から積極的に届けていく取組を指します。

区は、外出が困難な重度障害児や高齢者等への訪問相談を推進していくとともに、自ら助けを求めたり、相談するのが困難な人たちに対して、状態が深刻化する前の早期発見を目途に、個別訪問し、適切な支援につなげていきます。

※具体的なアウトリーチ事業は次ページ参照。

図表 福祉・保健に関するアウトリーチ事業一覧

内 容	事業名／詳細	窓 口
複合的な課題を抱える世帯への支援	○地域福祉コーディネーター ひきこもり・8050 問題等の複合的な課題を抱えながら、支援が行き届いていない世帯を個別訪問するほか、相談に応じ、適切な支援につなぐ	ボランティア・地域福祉推進センター（コーナー）
出産・子育て	○要保護児童等見守り訪問（養育支援訪問事業） 専門相談員が、出産・育児等に関する支援を必要とする家庭を訪問し、相談支援を実施	子ども家庭支援センター
	○こんにちは赤ちゃん訪問 赤ちゃんが生まれたすべてのご家庭を助産師・保健師が訪問し、赤ちゃんの健康状態の確認、育児や産後のママの体調相談	保健相談所
	○保健師（妊娠・子育て相談員）による訪問 妊娠中不安や悩みごと、子育てについてなどの相談支援	
ヤングケアラー	○ヤングケアラー支援 「ヤングケアラーの可能性のある児童生徒」を区立の小・中学校で実施するふれあい月間アンケートや関係機関によるヤングケアラーチェックシートの活用により早期発見するとともに、必要に応じて子ども家庭支援センター（ヤングケアラーコーディネーター）が支援につなぎます。	教育指導課・学校教育支援センター・子ども家庭支援センター
障害児の支援	○保育所等訪問支援 支援員が保育園、幼稚園等を訪問し、集団生活のサポート等を実施	こども発達支援センター
	○居宅訪問型児童発達支援 支援員が外出困難な重度障害児の居宅を訪問し、発達をサポート	
教育	○スクールソーシャルワーク事業 区立の小・中学校をスクールソーシャルワーカーが訪問し、学校や児童生徒の状況を把握の上、課題の未然防止や早期対応に取り組むほか、学校からの依頼に基づき、家庭訪問等を通じた支援を実施	学校教育支援センター
	○訪問教育相談 保護者の同意のもと、心理教育相談員が学校や家庭を訪問し、学業や発達、行動等に関する教育相談を実施	
高齢者世帯の生活	○ひとり暮らし高齢者等訪問支援事業 地域で孤立することのないよう、訪問支援員が自宅を訪問し、一人ひとりの状況に応じた支援につなぐ	地域包括支援センター
	○生活支援コーディネーター 支援が必要な高齢者を地域活動団体へ、元気な高齢者を地域の活動につなぐ	
生活保護受給世帯等の子どもへの相談	○子どもの居場所づくり支援事業 子ども支援員が生活保護受給世帯等で学習環境等の課題がある子どもの家庭を訪問し、居場所の提供や学習支援を実施	
ひとり親家庭の生活	○ひとり親家庭出張相談 専門相談員がひとり親家庭の自宅に訪問し、生活、就労、子育てに関することなどの相談を実施	生活福祉課
	○ひとり親家庭向け家庭訪問型学習支援事業 自宅に学習支援員を派遣し、学習習慣を身につけ、基礎学力の定着を図るとともに、子どもや保護者の悩み相談を実施	
ひきこもり家庭等の相談	○地域精神保健相談員による訪問支援 地域精神保健相談員が未治療・ひきこもり等の精神疾患が疑われる区民の家庭を訪問し、適切な医療や福祉サービスにつなげるなどの相談支援を実施	保健相談所

(3) 虐待の未然防止のための体制整備 事業番号 13

虐待の防止、早期発見・早期対応に向けては、虐待に関する相談支援体制の充実はもとより、相談支援の基盤となる関係機関や関係者等の連携を強化していきます。また、区民一人ひとりに虐待やその防止に対する基本的知識の普及や正しい理解の促進を図ります。

子どもを虐待から守るため、令和6年6月に開設された東京都練馬児童相談所と連携を深め、児童相談体制を強化します。

(4) 自殺・薬物依存対策の推進 事業番号 14

NPO 法人と連携した相談支援や、LINE やアプリ等により広く情報を発信し、適切な相談窓口につなぎます。また、区内の経営者等向けのメンタルヘルスケア講座や、若年者・教員・区職員・相談員など様々な分野においてゲートキーパー（自殺防止対策の要となる人材）の養成講座を実施します。

区内の三次救急医療機関である順天堂練馬病院と連携し、保健師・地域精神保健相談員が自殺未遂者やその家族の相談に応じ、支援します。

薬物依存を抱える方に対して、保健相談所では精神科医師による相談や保健師による相談を実施し、都立中部総合精神保健福祉センターや民間事業所（マック、ダルク等）など必要な関係機関につなぎ、継続して支援を行います。

(5) 生活困窮者への支援体制の強化 事業番号 15

生活保護受給世帯の増加に対応し、きめ細やかなサポートを行うため、今後も適正なケースワーカーの人員を確保します。「就労自立の促進」、「生活自立の促進」、「次世代育成支援」、「適正支給の強化」を4つの重点項目として、生活保護受給世帯の自立支援に取り組みます。

また、区では、生活保護に至る前の段階での早期自立を支援するため、練馬区社会福祉協議会の「生活サポートセンター」を拠点として、一人ひとりの事情や能力に応じた自立支援計画の作成など、生活困窮者自立支援事業を実施しています。「生活サポートセンター」では、相談者の自宅等に出向き相談を受けるアウトリーチ事業やオンライン相談など、様々な形で相談業務を行います。生活困窮者への支援体制をさらに強化するため、石神井再開発ビル内に「生活サポートセンター」を新たに設置します。

(6) 就労支援の充実 事業番号 16

生活保護受給世帯等の就労自立について、練馬総合福祉事務所内に専用窓口である「就労応援ねりま」を設置するなど、公共職業安定所（ハローワーク）と連携して就労支援を行っています。また、「就労サポート事業」では、就労サポーターが就労意欲に課題を有する者に対して就労意欲喚起から離職防止・職場定着支援まで一貫した支援を行っています。

また、一般就労に向けた生活習慣の形成やビジネスマナーの習得等の社会訓練を行う就労準備支援事業を「あすはステーション」にて実施しており、同施設を増設します。

「ねりま若者サポートステーション」では、ひきこもり状態等にある方を対象に、同ステーションの就労支援を受け就職された方を招いたセミナーを新たに行うなど、支援プログラムを充実します。

「障害者就労支援センター（レインボーワーク）」の体制を強化し、障害者の就労定着を支援します。障害が重度であっても就労できるよう、介護者が通勤や勤務時間中の支援を行う重度障害者等就労支援事業を開始します。また、農福連携の取組については、農業者との連携により、農作業の作業種目の拡大について検討します。

(7) 住まい確保支援の充実 事業番号 17

住宅確保に困難を要する方が民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう、不動産団体と連携して、入居相談、物件情報提供を行う住まい確保支援事業を実施します。

情報提供のみでは住まいの確保が困難な方を対象に、世帯状況に応じた支援を居住支援法人に委託する伴走型支援を実施します。

不動産団体や福祉関係団体等からなる「練馬区居住支援協議会」において、事業の課題や効果的な運営方法について協議し、物件の情報提供件数の増加など、事業の充実に向けて取り組みます。また、不動産団体と連携し、賃貸住宅所有者にセーフティネット住宅登録制度の周知を進めます。

触法障害者を受け入れ、社会復帰のための支援を実施しているグループホームに対して人件費の一部を補助しています。

取組項目 2 質の高い福祉サービスを安定的に提供する

区は、これまで区民が安心して保健福祉サービスを利用できるよう、人材の育成や事業者への指導検査体制強化を図り、利用者の視点に立った良質なサービスの確保に取り組みました。

質の高い福祉サービスを安定的に提供するためには、保育、介護、障害福祉など、福祉サービスの担い手に対する支援内容を充実することや、高齢者と障害者が同一の事業所でサービスを利用しやすくなる共生型サービスを整備することが必要です。人材の確保、育成、定着を図るために取り組むとともに、区全体でサービスの質の向上につながられるよう、保健福祉サービス苦情調整委員制度の周知や東京都福祉サービス第三者評価の受審支援を進めていきます。

(1) 福祉人材の確保・育成・定着の推進 事業番号 18

福祉人材は、質・量の両面において一層の充実が求められています。

保育では、人材確保を推進するとともに、区内全保育施設を対象に、新任園長や新任保育士への研修を新設するなど、研修の内容を充実します。また、ハローワークと共催で行う就職相談・面接会、保育サービスを担う人材への家賃補助、国の制度の対象外となっている職員への処遇改善給付を引き続き行い、保育人材の確保を支援します。

介護では、令和7年4月開校の(仮称)光が丘福祉専門学校の学生について、卒業後に区内介護事業所への就職、定着を誘導するため、事業者とのマッチングを支援します。また、入学者確保のため、学校の運営法人が宿舍を借り上げる経費の一部を区が補助することにより、学生の家賃負担を軽減します。

そのほか、必要とされる人材の安定的な確保・育成・定着につながられるよう、資格取得費用の助成、練馬福祉人材育成・研修センターによる就職セミナーや従事者のスキルアップに向けた研修を引き続き行います。

(2) 共生型サービスの整備 事業番号 19

障害者が身近な場所でサービスを受けられるよう、区内特別養護老人ホームの空床を利用して、「共生型サービス」を活用したショートステイ(短期入所)を実施しています。その運営状況を検証し、拡大します。

(3) 福祉サービス事業者への指導検査体制の充実 事業番号 20

区内の福祉サービス事業者を対象に、サービス内容の質の確保や給付費等の適正化を図るため、指導検査を実施します。また、事業者の適正な運営を促し、区民が安心して福祉サービスを選択できるようにするため、指導検査結果を公表します。

公認会計士資格を持つ会計専門員を活用し、適正な会計処理のための支援や、財務分析を基にした経営のアドバイスを行います。

非常災害等の発生に備える業務継続計画（BCP）の策定、感染症予防およびまん延防止のための対策、身体拘束等の廃止、虐待防止のための措置等、区民の生命身体に直結する取組について、重点的に事業者へ周知、指導します。

(4) 保健福祉サービス苦情調整委員制度の周知 事業番号 21

保健福祉サービス利用者の利益を保護し、その権利を擁護することを目的に、第三者機関である保健福祉サービス苦情調整委員制度を設けています。

相談しやすい仕組みの検討や区報・パンフレット・実績報告書による制度の周知促進に取り組むとともに、サービスに対する利用者の苦情について、公正かつ中立な立場から、区やサービス提供事業者への調査・要望・勧告などを行い、制度を通じて保健福祉サービスの質の向上を図ります。

(5) 福祉サービス第三者評価の受審 事業番号 22

社会福祉法人、株式会社、NPO 法人（特定非営利活動法人）など、多様な主体によって提供される福祉サービスの透明性と質の向上を図るため、事業者を対象に、東京都福祉サービス第三者評価の受審支援を行います。

取組項目 3 災害時の要支援者対策を推進する

災害時に自力で避難することが困難な方を登録している避難行動要支援者名簿を年2回更新しています。令和5年度から避難行動要支援者名簿登録者を対象に個別避難計画の作成を開始しました。避難行動要支援者名簿や個別避難計画を活用した訓練を実施します。

誰もが安心して避難生活を送ることができるよう、災害時に一般の避難拠点での避難生活が困難な要介護高齢者や障害者など配慮を要する方を受け入れる福祉避難所の拡充に取り組みます。

練馬区社会福祉協議会と連携し、発災時のボランティア受け入れ体制を整えます。

(1) 避難行動要支援者対策の推進 事業番号 23

災害時に自力で避難することが困難な方を登録する「避難行動要支援者名簿」の情報を更新するとともに、災害時の避難支援の実効性を高めるため、本人の同意を得た上で、「どこへ」「だれと」避難するかを明確にする「個別避難計画」を作成しています。

併せて、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を活用した、より実効性の高い訓練を実施します。

また、避難行動要支援者に対し、パンフレット等を活用し、感震ブレーカーの設置や家具転倒防止対策など地震・火災対策の周知・啓発を行っています。

避難行動要支援者のみ世帯を対象に、感震ブレーカーの無償貸与および取付支援、家具転倒防止器具等の設置支援を実施し、出火防止と室内の安全対策に重点的に取り組みます。

(2) 福祉避難所の拡充 事業番号 24

区では、すべての区立小・中学校を避難拠点として指定し、区内で震度5弱以上の地震が発生した際には避難拠点を開設し、避難者の受け入れを行う体制を構築しています。また、区内のデイサービスセンターなどの高齢者施設のほか、福祉園などの障害者施設の計51か所を福祉避難所に指定し、一般の避難拠点での避難生活が困難な要介護高齢者や障害者など配慮を要する方を受け入れるため、必要に応じて開設します。引き続き、福祉避難所の確保に向けて、事業者との協議を進め、指定した施設には、備蓄物資や無線機を配備するなど、災害時の円滑な開設・運営体制を確保します。また、要介護高齢者や障害者など配慮を要する方の福祉避難所への直接避難を検討します。

(3) 災害ボランティアセンターの運営 事業番号 25

大規模な災害が起きた時、被災による困りごとの受付、ボランティアの受け入れ、災害に関する情報収集と情報発信などを行う災害ボランティアセンターを区の要請により練馬区社会福祉協議会が運営を行います。

災害発生を想定した災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練の実施などを通して、災害に備えた地域の関係づくりの充実を図っていきます。